



10月1日▶3月31日

共同募金2024

地域版

さがみはらだより

神奈川県共同募金会
相模原市支会
(社会福祉法人相模原市社会福祉協議会内)
相模原市中央区富士見6-1-20
あじさい会館内
電話 042-730-3888
Fax 042-759-4382

10月1日から共同募金が始まります。 今年も皆さまのご協力をお願いいたします。



共同募金PR大使
野毛山動物園の
ホンドタヌキ「ウタ」

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は下記のとおり配分され、地域の社会福祉施設の整備や私たち相模原市民が取り組む地域福祉活動に活用されています。温かいご支援ありがとうございました。

令和5年度にお寄せいただいた共同募金総額 **41,002,583円**

総額は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。

赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 **28,240,886円**

◎社会福祉施設の整備や福祉サービス実施のために (22,540,618円)

市内の施設や団体へ 計6件

- ・ 施設備品の購入など
- ・ 在宅福祉サービス実施団体への支援

県共同募金会を通じて配分

- ・ 県内の社会福祉施設・団体へ
- ・ 災害準備金として積み立て
- ・ 事務費など

◎地区社会福祉協議会の活動や障がい者の支援のために(市社会福祉協議会事業) (5,700,268円)

- ・ 市内22地区社会福祉協議会への活動助成
- ・ ふれあいデイホーム (在宅障がい者昼間一時ケア事業)

年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 **12,761,697円**

- ◎生活困窮者を支援する活動を行う団体への助成 (就労準備支援・社会参加の場づくり・フードバンクなど)
- ◎生活困窮者への食料品等の給付 など

相模原市社会福祉協議会(市社協)とは?

社会福祉法に基づき、全国の市町村に設置されている地域福祉の推進を目的にした民間の福祉団体です。

市社協は、県共同募金会相模原市支会の事務局として、地区社協、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、行政等の協力を得て募金活動を行っています。



地区社会福祉協議会(地区社協)とは?

相模原市内22地区に組織され、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等により構成する小地域の支えあい活動を推進する住民団体です。共同募金は、地区社協活動の貴重な財源にもなっています。

募金は、皆さまの任意です。

共同募金は、事前に社会福祉施設や市社会福祉協議会などの活動に必要な資金計画に基づき行う計画募金です。計画により、目標額を定めていますが、強制ではありません。募金は、皆さまの任意によるご寄付としてご協力をお願いしています。

ありがとうメッセージ

「ホームすずらん」(南区麻溝台)
知的障がいのある方が生活するグループホームの大掛かりな工事や物品購入の費用を補助していただきました。

システムキッチン、ベランダ、階段などの工事、下駄箱や目隠しフェンスの設置、軽自動車の購入などにより、ご利用者様がますます快適に生活できるようになりました。

皆様からのご厚意に感謝申し上げます。



赤い羽根共同募金を応援しています



ノジマ相模原ライズ



三菱重工相模原
ダイナボアーズ



SC 相模原



ノジマステラ
神奈川相模原

令和6年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたパンデミックは概ね収束を迎え、現在、ポストコロナ社会への転換期にあります。今なおコロナ禍での離職等により経済的に困窮されている方々をはじめ、昨今の物価高騰により日常生活に困難をきたしている方々、さらに近年多発する大規模災害によって避難生活を余儀なくされている方々(注)など、多くの方々への支援が一層求められています。

こととして78回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、神奈川県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業、国内大規模災害時の被災者支援事業にも積極的に取り組んでまいります。

(注) 神奈川県共同募金会では、令和6年元日に発生した「能登半島地震」において、赤い羽根募金のなかから2741万円を石川県に拠出し、被災者支援のための災害ボランティア活動を資金面で支えています。



©Nojima Stella Kanagawa Sagamihara



★ノジマステラ神奈川相模原は赤い羽根共同募金を応援しています!

Q 共同募金ってなに?

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められています。



Q 募金なのに、どうして目標額があるの?

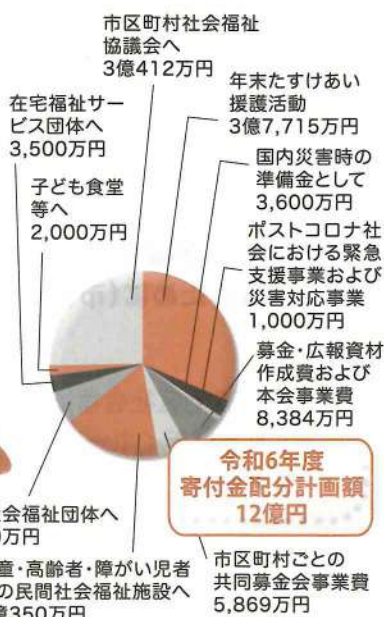
地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。

Q 共同募金って何に使われるの?

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ポストコロナ社会での生活困窮者支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



税制の特典があります!

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和6年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!
〔募集期間〕10月1日～3月31日(※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

